

## 阪急塚口駅地下道等管理要綱

## (この要綱の目的)

第 1 条 この要綱は、尼崎市経済環境局経済特命担当（以下「経済特命担当」という。）が所管する道路工作物(道路法(昭和 27 年法律第 180 号。)) その他特別の法令の規定が適用又は準用されない。)の管理について必要な事項を定めることにより、道路工作物の保全及び安全かつ円滑な道路工作物の交通の確保を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路工作物 次表に掲げるものをいい、道路工作物と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路工作物の付属物で当該道路工作物に付属して設けられているものを含むものとする。

名称	位置
阪急塚口駅地下道	尼崎市塚口本町 1 丁目
リベル東側連絡デッキ	尼崎市竹谷町 2 丁目
リベル西側連絡デッキ	尼崎市竹谷町 2 丁目

- (2) 道路工作物の付属物 道路工作物の構造の保全、安全かつ円滑な道路工作物の交通の確保その他道路工作物の管理上必要な施設又は工作物をいう。

## (道路工作物の公表)

第 3 条 市長は、道路工作物を指定したときは、公表しなければならない。

## (道路工作物の廃止又は変更)

第 4 条 市長は、道路工作物について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認めるときは、道路工作物の全部又は一部を廃止することができる。

## (工事原因者に対する工事施行命令等)

第 5 条 市長は、道路工作物に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は道路工作物を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路工作物の補強、拡幅その他道路工作物の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要となつた道路工作物に関する工事又は道路工作物の維持(以下「工事等」という。)を、当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に命じることができる。

## (工事等承認)

第 6 条 前条の規定による場合のほか、工事等を行おうとする者は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

## (行為の禁止)

第 7 条 何人も、道路工作物に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに道路工作物を損傷し、又は汚損すること。
- (2) みだりに道路工作物に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路工作物の構造又は交通に支障が生ずるおそれがある行為をすること。
- (3) 占用すること。

(通行の禁止又は制限)

第8条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、道路工作物の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路工作物の通行を禁止し、又は制限することができる。

(1) 道路工作物の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合

(2) 道路工作物に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

(維持管理)

第9条 道路工作物の維持管理は、経済特命担当で行う。

(定めのない事項の処理)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は主管局長が定める。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。